

褥瘡予防に関する指針

— 第1版 —

社会福祉法人手稲ロータス会
介護老人保健施設 手稲あんじゅ

目 次

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 褥瘡予防に関する基本的な考え方 | 1 |
| 2 | 褥瘡予防に関する体制の整備 | 1 |
| 3 | 褥瘡の予防に向けた各職種の役割 | 1~2 |
| 4 | 褥瘡予防のための職員研修 | 2 |
| 5 | 入所（利用）者等に対する当該指針の閲覧 | 3 |
| 6 | その他 | 3 |

褥瘡予防に関する指針

1 褥瘡予防に関する基本的な考え方

- (1) 介護老人保健施設手稲あんじゅ、手稲あんじゅ（介護予防）短期入所療養介護事業所、手稲あんじゅ（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び手稲あんじゅ訪問リハビリテーション事業所（以下、「当施設（事業所）」という。）は、入所（利用）者の健康的で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護、看護、リハビリに努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。
- (2) 職員一人ひとりが褥瘡の発生に関する弊害を理解し、入所（利用）者に対する、褥瘡の予防に向けた意識を持ち、褥瘡が発生しない予防的ケアの実践に努めるための基本方針は、次のとおりとする。
 - ① 褥瘡の発生の予防と発生時における早期の処置を行うため、委員会を設置する。
 - ② 各職種の専門性を生かし、チーム全体によるケアの実践を行う。
 - ③ 褥瘡予防の専門的な知識や技術を深めるため、必要に応じ、外部の専門家の助言や指導等による連携から、質の高い予防的ケアを実践する。
 - ④ 褥瘡予防に関する知識や技術が更新されるよう、全ての職員に対して定期的に教育・研修の機会を持つ。

2 褥瘡予防に関する体制の整備

- (1) 当施設（事業所）は、褥瘡予防対策と褥瘡の発生時における治療とケアを効果的に行うために、「褥瘡予防対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - ① マニュアル等の整備及び更新
 - ② 褥瘡の発生リスクの定期的評価及び状況の分析
 - ③ 褥瘡のハイリスク者の管理の徹底
 - ④ 褥瘡の発生を予防する用具の管理及び適切な用具の選定
 - ④ 褥瘡の事例の集計及び状況の分析
 - ⑤ 褥瘡の予防に関する全職員への指導及び啓発活動
 - ⑥ 研修・教育計画の策定及び実施
- (3) 委員会の構成員は、看護職員、介護職員、管理栄養士、リハビリ職員及び支援相談員等の専門職で構成し、必要に応じ、医師に対して参画を要請する。
- (4) 委員会は、毎月1回定期的に開催し、委員会の設置目的等にかかる検討を行う。また、褥瘡の発生時において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

3 褥瘡の予防に向けた各職種の役割

褥瘡の予防に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。各職種の果たすべき基本的な役割は、以下のとおりとする。

- (1) 医師
 - ① 全ての職員に対する褥瘡予防の知識や技術の習得に関する助言及び指導等
 - ② 褥瘡発生時における診察及び処置、看護職員に対する処置方法等の指示

(2) 事務長

委員会運営の適正化に向けた定期的評価

(3) 部門長

委員会運営に関する実行責任者

(4) 統括主任

- ① 褥瘡の予防に向けた職員教育の企画と実施
- ② 各専門職種との連携及び調整

(5) 看護職員

- ① 医師又は医療機関等との連携
- ② 褥瘡予防計画又は褥瘡ケア計画の作成
- ③ 入所（利用）者の健康状態等の観察
- ④ 記録の整備

(6) 介護職員

- ① 褥瘡予防計画の作成
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ③ 褥瘡の予防的ケアの実践
- ④ 記録の整備

(7) リハビリ職員

- ① 褥瘡予防計画の作成
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ③ 褥瘡の予防に効果的なシーティングやポジショニングの実施、及び介護職員等への技術的な助言及び指導
- ④ 褥瘡の予防にかかる用具の選定及び管理
- ⑤ 記録の整備

(8) 管理栄養士

- ① 褥瘡予防計画の作成
- ② 入所（利用）者の心身及び栄養状態等の観察
- ③ 入所（利用）者の状態に応じた食事内容等の工夫と実施
- ④ 記録の整備

(9) 支援相談員・介護支援専門員

- ① 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ② 家族等との連絡・調整、家族等の意向の確認
- ③ 褥瘡予防計画又は褥瘡ケア計画に沿ったケアプランの更新
- ④ 医療機関等との連絡、調整等
- ⑤ 記録の整備

4 褥瘡予防のための職員研修

当施設（事業所）の職員に対し、褥瘡予防の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、予防的ケアの徹底を目的とした「褥瘡予防のための研修」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、褥瘡予防の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

褥瘡予防に関する定期的な研修を毎年度1回以上開催する。

5 入所（利用）者等に対する当該指針の閲覧

当該指針については、入所（利用）者及び家族等の求めに応じていつでも施設（事業所）内にて閲覧できるようにするとともに、当施設（事業所）のホームページ上に公表し、いつでも入所（利用）者及び家族等が閲覧できるようにする。

6 その他

この指針は、介護老人保健施設手稲あんじゅに併設する全ての事業所に適用する。

附 則

この指針は、2023年7月6日から施行する。